平成２６年（フ）第１２２号
埼玉県熊谷市戸出557番地　ルベーレ熊谷305号
債務者　水村　弘子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第５９号
千葉県山武郡九十九里町真亀1512番地13
債務者　柴田　信省
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第６０号
千葉県山武郡九十九里町真亀1512番地13
債務者　柴田留美子
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１２０号
静岡県田方郡函南町塚本980番地の９　フェニックス函南201
債務者　水野　年雄
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第６１号
静岡県富士宮市小泉1645番地の67、前住所静岡県富士宮市小泉2244番地の７
債務者　石川　豊寿
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第７６号
静岡県富士宮市貴船町８番７号　ファミール貴船Ｂ棟201号
債務者　後藤真理子
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第４５９号
名古屋市港区木場町８番地の55　木場団地１棟703号
債務者　川口　律子
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５７９号
愛知県あま市下萱津蓮池７番地
債務者　國松　多美
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７号
奈良県吉野郡吉野町大字河原屋435番地河原屋町営住宅518号
債務者　坂本　輝夫
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第１９号
山形県鶴岡市千石町14番６－２号
債務者　阿部　繁雄
1　決定年月日時　平成26年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第１０６号
神奈川県秦野市南矢名314番地、前住所新潟県長岡市堤町３番17号
債務者　渡辺　　誠
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１２４号
神奈川県小田原市久野448番地の１
債務者　西垣　麻美
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１２８号
神奈川県小田原市扇町２丁目７番74号　親和荘２－101、前住所神奈川県小田原市久野2331番地の43
債務者　小野寺敏啓
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１５号
福岡県大牟田市船津町420番地　福山通運社宅301号
債務者　原田　幸江
1　決定年月日時　平成26年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第２９号
茨城県日立市旭町２丁目９番17号
債務者　村上　　昭
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第３０号
茨城県日立市旭町２丁目９番17号
債務者　村上　妙子
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第３１号
茨城県日立市森山町１丁目18番11―102号
債務者　青木　義雄
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで水戸地方裁判所日立支部